

長野県告示第650号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年12月17日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（2級基準点 座標補正）

2 作業期間

令和3年1月6日から令和3年3月16日まで

3 作業地域

北佐久郡御代田町

建設政策課

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上田丸子線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市中之条字中沢68番の16地先から上田市神畑字惣明乙85番の8番地先まで	旧	10.1～27.0	2.0930
上田市中之条字中沢68番の16地先から上田市下之条字東原田1524番の1地先まで	新	8.0～55.0	5.1532
上田市中之条字中沢68番の16地先から上田市下之条字東原田1524番の1地先まで	新	8.0～55.0	5.1532

(区域を変更する期日：令和2年12月18日)

長野県上田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月17日

長野県上田建設事務所長 蓬 田 陽

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 143号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字吉田字曾里町10番の4地先から上田市大字下之条字壱丁田1017番地先まで	旧	23.0～35.8	2.0241
上田市大字吉田字曾里町10番の4地先から上田市大字上田原字一ノ口896番の1地先まで	新	8.0～20.0	2.0286
上田市大字吉田字曾里町10番の4地先から上田市大字下之条字壱丁田1017番地先まで	新	23.0～35.8	2.0241

(区域を変更する期日：令和2年12月18日)

3(1) 道路の種類 県道

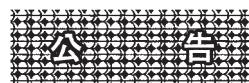
(2) 路線名 鹿教湯別所上田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市西内字土合1242番の1地先から上田市神畑字狐池乙105番の1地先まで	旧	3.8～16.8	13.2110
上田市西内字土合1242番の1地先から上田市大字小島字迎田250番地先まで	新	3.8～16.8	12.3363

(区域を変更する期日：令和2年12月18日)

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年12月17日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

工業技術総合センター以下12施設で使用する電気

予定契約電力1,398 kW及び予定使用電力量3,638,000 kW h
各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

(2) 調達產品等の特質等

仕様書によります。

(3) 調達期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。
- (8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026（235）7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県産業労働部産業政策課

電話 026（235）7192

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/kensei/soshiki/soshiki/01nyusatsu.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年2月8日（月）午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和3年2月5日（金）午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県産業労働部産業政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和3年1月29日（金）午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、令和3年2月5日（金）午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased:

Electricity to be consumed in 12 facilities in Nagano Prefecture

Planned contract electricity: 1,398 kW

Planned electric energy consumption: 3,638,000 kW

The planned contract electricity and the planned electric energy consumption for each facility is as mentioned in tender specifications.

(2) Contract period:

April 1, 2021 to March 31, 2022

(3) Procurement locations:

12 facilities including the Nagano Prefecture General Industrial Technology Center (Address: 1-18-1 Wakasato, Nagano City, Nagano 380-0928 Japan)

(4) Contact for inquiries regarding the tender description and specifications, and contract conditions:

Nagano Prefectural Government, Industry and Labor Department, Industrial Policy Division
692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

Tel: +81-26-235-7192 (Japanese only)

(5) Tender opening:

Date and time: Monday, February 8, 2021,

2:00 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st Floor, Bidding Room

(6) Mail-in submission:

Date and time: Friday, February 5, 2021,

5:00 p.m. (JST)

Mailing Address: Nagano Prefectural Government Industry and Labor Department
Industrial Policy Division
692-2 Habashita, Minami-Nagano,
Nagano City
380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)
Japan

産業政策課

公告

茅野市における県営縄文の里地区神之原広田換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次とおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年12月17日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営縄文の里地区神之原広田換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年12月18日から令和3年1月21日まで

3 縦覧の場所

茅野市役所

農地整備課

公告

長野県白馬村土地改良区の役員について、次のように就任退任の届出がありました。

令和2年12月17日

長野県北アルプス地域振興局長 滝沢 弘

理 事

新 任

氏 名	住 所
長澤 素孝	北安曇郡白馬村大字神城4533番地
篠崎 敬洋	北安曇郡白馬村大字神城6682番地
柏原 裕之	北安曇郡白馬村大字神城17609番地3
小林 勉	北安曇郡白馬村大字神城25360番地2
太谷 徹	北安曇郡白馬村大字北城4380番地
太田 雅敏	北安曇郡白馬村大字北城456番地

重 任

氏 名	住 所
北沢 孝一	北安曇郡大町市美麻20019番地
下川 信敏	北安曇郡白馬村大字神城22718番地1
下川 正剛	北安曇郡白馬村大字北城18399番地

退 任

氏 名	住 所
太田 裕基	北安曇郡白馬村大字神城1278番地
南澤 章	北安曇郡白馬村大字神城57番地1
吉田 理	北安曇郡白馬村大字神城11570番地1
田中 庄左エ門	北安曇郡白馬村大字神城24820番地
丸山 武彦	北安曇郡白馬村大字北城5039番地
降旗 良昌	北安曇郡白馬村大字北城1239番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
太田 裕基	北安曇郡白馬村大字神城1278番地
武田 正樹	北安曇郡白馬村大字北城456番地

重 任

氏 名	住 所
-----	-----

松本 喜美人 北安曇郡白馬村大字神城25531番地
 退任 氏名 住所
 伊藤房光 北安曇郡白馬村大字神城4231番地1
 太田雅敏 北安曇郡白馬村大字北城456番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年12月17日

長野県松本建設事務所長 坂田 浩一

1 (1) 許可番号

令和2年11月26日 長野県松本建設事務所指令2松建第36-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科高家4-2の内、4-3の内、151-1（第2工区）

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科6000

安曇野市長 宮澤宗弘

2 (1) 許可番号

令和2年7月13日 長野県松本建設事務所指令元松建第174-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市穂高有明8139-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市穂高有明8167-1

ウィルアカデミィ 代表役員 岡田ノ里子

都市・まちづくり課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査した結果を通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和2年12月17日

長野県監査委員 田口敏子
 同 西沢利雄
 同 青木孝子
 同 丸山栄一

長野県職員に関する措置請求の監査結果

令和2年(2020年)11月24日

第1 監査の請求

1 請求人

1名

2 請求書の提出

請求書は令和2年(2020年)9月27日付けで提出され、同年9月29日に受け付けた。

3 請求の内容

(1) 監査請求の内容

請求書及びこれに添付された事実証明書から、本件住民監査請求において請求人は次のとおり主張しているものと解される。

令和2年9月2日に実施された可搬式速度違反自動取締装置の購入に係る一般競争入札（以下「本件入札」という。）は、A社製の1機種を指定したため、参加者が1者しかいない入札となり、他県で実施した複数の業者による競争入札と比べ、調達価格が高額となった。

よって、本件入札結果に基づく購入契約を取消し、再入札を行うこと、再入札に当たっては複数の業者が参加できるよう製造業者を特定した1機種の指定を行わないこと、本件入札結果に基づく契約の取消しに伴う損害が再入札による利益を上回ると判断される場合は県の損害を補填することを求める。

(2) 請求書添付の事実証明書

ア 長野県 入札結果、入札公告・調達物品説明書（一部）
 （令和2年度）

イ 北海道 入札結果（平成30年度及び令和元年度）

ウ 千葉県 入札結果（令和元年度）

エ 香川県 入札結果（令和元年度）

オ 茨城県 入札結果（令和2年度）

カ 平成29年警察庁行政事業レビュー公開プロセス（一部）

キ 朝日新聞DIGITAL（2020年4月12日）

「神出鬼没の可搬式オービス 速度違反どこでも取り締まり」

ク 京都府 入札結果（令和元年度）

ケ 山口県 入札結果（令和2年度）

コ 千葉県議会会議録（2020年3月9日 令和2年環境生活警察常任委員会（一部））

4 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具备しているものと認め、令和2年10月12日、受理を決定した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 陳述

自治法第242条第7項の規定による陳述については、請求人から陳述書の提出をもって代えたい旨の申出があり、陳述書が10月20日に提出された。陳述書には追加事実証明書の添付があった。

(2) 追加事実証明書

ア 朝日新聞DIGITAL（2019年12月11日）

「千葉）『移動式』速度違反取り締まり装置、県内初導入」

イ 南信州新聞 ミナミシンシュウ.JP（2018年6月7日）

「飯田署が可搬式オービス初運用」

ウ 北海道 入札結果（令和2年度）

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件入札が、A社製の機種を選定した経緯、本件入札に至る経過及び契約締結までの事務処理を監査の対象とした。

2 監査対象機関

長野県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）及び警務部会計課を監査対象機関とした。

3 監査対象機関の陳述

監査対象機関からは、陳述に代えて、陳述書の提出が令和2年10月20日にあった。

4 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

令和2年10月21日付けで監査対象機関の陳述に対する意見を求めたところ、請求人からは10月26日に陳述書に対する意見書の提出があった。

5 監査対象機関の監査

自治法第242条第5項の規定により、監査対象機関に対し、監査用資料の提出を求めるとともに、令和2年10月15日に事務局職員による関係書類の調査及び職員からの聴き取り調査、同年10月28日に監査委員による監査を実施した。

第3 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査及び関係法令等との照合並びに請求人の陳述及び監査対象機関の監査の結果、次に掲げる事実を確認した。

1 可搬式速度違反自動取締装置の購入に至る経過

令和元年5月21日に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）における内閣総理大臣指示を踏まえ、同年6月18日、関係閣僚会議において「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定され、子供の通行が多い生活道路等において、速度規制の実効性を確保して、子供の命を交通事故から守るため、道路幅員が狭くガードレール等もない生活道路でも活用できる可搬式速度違反自動取締装置を全国的に整備し、適切な取りを行うこととされた。

警察庁からは同日付けで、可搬式速度違反自動取締装置の整備に努めるとともに、これを活用した取締りやゾーン30入口での交通安全指導など、子供の通行が多い生活道路等における交通指導取締りを行い、速度規制等の実効性を確保するように指示がなされた。

このことを受け、交通指導課では可搬式速度違反自動取締装置の購入を検討することになった。

2 契約に至る事務手続きの経過

本件入札に係る事務手続きは以下のとおりである。

令和2年3月31日 総務部長への重要物品購入協議書の提出

4月30日 重要物品購入協議について重要機械類審査委員会で審査

4月30日 重要物品購入協議について総務部長より承認回答

7月31日 予算執行伺起案

8月3日 予算執行伺決裁

8月20日 会計局における支出負担行為の事前審査

8月21日 一般競争入札公告

8月28日 入札参加資格要件審査

9月2日 入札及び開札

9月9日 契約伺・支出負担行為決議

売買契約締結（納入期限：令和3年2月26日）

3 総務部長への重要物品購入協議

長野県財務規則（昭和42年1月30日長野県規則第2号。以下「財務規則」という。）第218条の2により、総務部長に協議を行った。

交通指導課は、該当する可搬式速度違反自動取締装置の機種としてA社製とB社製の2機種を比較検討し、県内の交通指導取締りでの使用により適している機種はA社製と選定して一般競争入札を行うことを協議した。

協議の結果、機種選定、契約方法の決定等を審査する重要機械類審査委員会の審査を経て、A社製の機種で一般競争入札を行うことにつき承認を得た。

4 機種選定

比較検討にあたっては、A社製については、これまでの使用実績のほか取扱説明書等で確認を行い、またB社製は、B社製を運用している他県警察からの情報収集等で確認を行い、総合的に判断した。

5 予算執行伺から契約締結までの事務処理

予算執行伺から契約締結までの事務処理については、権限のある決裁権者の決裁後、財務規則第64条による会計局の支出負担行為の事前審査を受け、一般競争入札を実施し契約を締結していた。

第4 監査の結果

1 監査の観点

本件入札に係る事務処理が適正かを確認し、判断することとした。

2 判断

上記第3のとおり確認した事実関係を総合し、上記1の監査の観点を踏まえて、次のとおり判断する。

(1) A社製の機種選定について

A社製とB社製の2機種を比較検討した結果、本県の生活道路等における交通指導取締りでの使用により適している機種が関係法令等に基づき、適正に選定されていた。

(2) 本件入札に関連する事務処理について

事務処理は関係法令等に基づき適正に行われていた。

(3) 総合判断

物品を購入する際は、自治体に有利な条件で契約できるよう、競争性を確保し、複数者の参加が見込める方法で行うことが原則であるが、本件入札の場合は、使用目的により適した機種が選定されたため、結果として応札者が1者となってしまったものである。

本件入札に係る一連の事務処理は、関係法令等に基づき適正に行われていたため、本件入札結果に基づく契約を取消す理由はない。

3 結論

前記2において判断した結果、本件監査対象事項である請求人の請求にはいずれも理由がないと認め、これを棄却する。

監査委員事務局

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和2年12月17日

長野県立信州医療センター院長 寺田 克

1 契約に係る物品等の名称及び数量

全身用X線C T装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地

(1) 名称

長野県立信州医療センター 事務部経営企画課契約・資産管理係

(2) 所在地

須坂市大字須坂1332

3 契約の相手方を決定した日

令和2年10月26日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社上條器械店

(2) 所在地 松本市中央1丁目4番7号

5 契約金額

66,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方独立行政法人長野県立病院機構政府調達に関する協定等に
係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める事務規程第11
条第7号に該当するため

医療政策課